

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付	
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第 9 0 条の 6、租税特別措置法施行令第 5 0 条）	
要 望 の 内 容	農林漁業用国産 A 重油の石油石炭税還付措置の適用期限を 2 年間延長する。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ 3,200 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農林水産業の振興策の一環として、農林漁業用の輸入A重油について石油税（現在の石油石炭税）の免税措置が講じられていたが、国産A重油についても、平成元年度改正で、石油税（現在の石油石炭税）が農林漁業用A重油の製造者に還付されることとなった。</p> <p>本措置は、輸入品の石油石炭税が免税となっているのに対し、原油を処理して生産される国産品については、原油段階で石油石炭税が課され、不均衡となっていた制度を是正したものであり、適用期限を延長する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>輸入品の農林漁業用A重油については、石油石炭税の免税措置が講じられている一方で、国内の製油所で原油を処理して生産される国産の農林漁業用A重油については、原油段階で石油石炭税が課されることになる。したがって、国産品と輸入品とのイコール・フットイングを確保する観点から、当該還付措置を講じる必要がある。</p>		
	今回の要	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>農林水産省</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国産農畜産物の競争力の強化</li> <li>- 水産業の健全な発展</li> </ul> <p>経済産業省</p> <p>5. エネルギー・環境政策</p> <p>25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保</p>

	政策の達成目標	農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットイングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	本還付措置により、農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットイングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化を図る。
	政策目標の達成状況	本還付措置により、農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットイングの維持を図りつつ、農林漁業用国産A重油を安定的に供給し、農林水産業の経営安定化が図られた。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用期間内における適用事業者数（国産ナフサ等還付） 2009年度：10社 適用事業者の範囲の見込み（国産ナフサ等還付） 10社（石油連盟調べ）
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、原油等を処理して生産される国産の原料用特定揮発油等は、輸入品との間でイコール・フットイングが確保される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(1) 農林漁業用輸入A重油に係る関税の無税措置 (2) 農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	農林漁業用A重油の国産品と輸入品とのイコール・フットイングを実現するものであり、補助金による補てん等に比べ効果的かつ効率的な措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>(還付数量)</p> <p>平成18年度 2,201千KL</p> <p>平成19年度 2,180千KL</p> <p>平成20年度 1,685千KL</p> <p>平成21年度 1,685千KL (見込み)</p> <p>(還付額)</p> <p>平成18年度 4,490百万円</p> <p>平成19年度 4,447百万円</p> <p>平成20年度 3,437百万円</p> <p>平成21年度(見通し) 3,437百万円(見込み)</p> <p>(農林水産省調べ)</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	課税済みの原油等から国内において製造されたA重油で農林漁業の用に供するものについて、石油石炭税を還付し、原料調達条件の国際的なイコール・フットイングの確保することにより我が国への農林漁業用A重油の安定供給が図られている。
	前回要望時の達成目標	平成22年度において、本還付措置により、農林漁業用国産A重油の安定供給により、農林水産業の経営安定化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本還付措置による農林漁業用国産A重油の安定供給により、農林水産業の経営安定化が図られた。
これまでの要望経緯	<p>平成元年度 創設(石油税2,040円/KL(従量税))</p> <p>平成15年度 (石油石炭税2,040円/KL(従量税))</p> <p>平成16年度 拡充(対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル(粗製灯油及び粗製軽油)を追加)</p>	